

神奈川県最低賃金改定等についての意見書

政府は2014年12月16日の政労使会議で、昨年に引き続き「デフレ脱却に向け、経済の好循環の実現を果たす」とし、政労使として「賃金上昇等による継続的な好循環の確立」などの取り組みを進めることを合意した。

一方、2015年春闘においては、業績回復が堅調な大手企業を中心に、昨年を上回るベアを含む賃金の引き上げが行われたが、経営が厳しい中小企業における賃金引き上げは、一部の企業で賃金の引き上げが行われたものの、未だ回復途上にある。

このような状況を踏まえ、政府は2015年4月2日の政労使会議で「中小企業における賃金引き上げの環境整備を進める」とし、円安で原材料や電気料金の値上げに苦しむ中小企業が、値上がり分を大企業などとの取引価格に転嫁できるよう、政府や経済界が対応すること等の取り組みを進めることを合意した。

2014年度の神奈川県最低賃金の水準は887円である。この水準を年収換算すると約185万円余りであり、未だワーキングプアを解消できない水準である。(法定労働時間173.8時間×12ヶ月)

経済の好循環を確かなものにするためには、GDPの60%を占める個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げを、すべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要である。

その実現にあたっては、先の政労使会議で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を、如何に上げるかにかかっている。

よって、貴職におかれては2015年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関して、次の事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定については、経済の好循環の実現のため、早期に行うこと。
- 2 中小・小規模事業者が経済の好循環を拡大させるために政労使会議(4月2日)で合意された「取引先企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた取組」による価格転嫁等の実効性を上げるために、強く経済界に対する働きかけを行うとともに、国として合意内容の履行状況についてフォローアップされること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

平塚市議会